

成田市乳幼児健診デジタル化システム 導入及び運用保守業務仕様書

成田市健康推進部健康増進課

1. 業務名

成田市乳幼児健診デジタル化システム導入及び運用保守業務仕様書

2. 業務目的

市民・健診実施者・本市における乳幼児健診業務について、問診票の提出から健診結果の確認までをデジタル化することで、市民の利便性の向上及び本市・健診実施者の業務の効率化を実現する。

3. 業務期間

契約の翌日から令和8年3月31日までとする。これ以降については、必要に応じて1年毎に更新を予定。

4. 業務の概要(範囲)

市民・健診実施者・本市が乳幼児健診をペーパーレスで効率的に運用できるシステム(以下、本システムという。)を導入する。導入する乳幼児健診は、4か月赤ちゃん相談、10か月赤ちゃん相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査とする。

5. 業務実施体制

本システムの導入及び運用保守業務にあたり窓口および責任者を設置すること。また、維持管理体制が十分に確保されていること。

6. 導入要件

(1) 対応OS

iOS、Androidの最新OSを含む2世代のメジャーアップデートバージョンを搭載するスマートフォンでの動作を保証すること。また、本業務開始後にサポートを継続するOSバージョンの範囲は、別途協議の上、見直しを行うものとする。なお、本市が利用するツールは、Windowsに対応し、Google Chromeの最新バージョンでの動作を保証すること。

なお、自治体向けツール並びに健診実施者向けツールに使用するPCやタブレット端末(以下、タブレット端末等という。)は本市で準備するものとする。健診実施者向けツールで使用するタブレット端末等は23台を予定している。

(2) 導入・運用保守の効率化

導入・運用にあたっては、納期までの期間を可能な限り短縮できるよう、パッケージソフトウェアを最大限活用し、運用及び保守コストを抑えられるシステムを導入するものとする。また、コンテンツの管理等のメンテナンスを可能な限り本市で行えるよう、適切なシステムを導入すること。

(3) サービス提供方式

データセンター等でサービスを提供することとし、本市の情報セキュリティ要件を満たす最適な方法で、本システムを管理するものとする。なお、データセンター等の要件については「9. 情報セキュリティ要件及びデータセンター等要件」を参照すること。

(4) 機器構成・機器の性能等

機器構成、ネットワーク構成、機器の性能等については、受託者の仕様とするが、正常稼働に支障のない構成・性能とし、本システム構成図等を本市に提出し、承認を得ること。

(5) テスト要件

受託者は、本システムの運用開始までにテストを実施し、本市の承認を得ること。
 受託者は、テスト計画及び実施要領を策定し、これに基づいてテストを実施し、テスト結果が記された報告書を作成し、本市に提出すること。また、テスト環境は受託者が用意するものとし、本市職員が適宜テスト環境を確認できるよう配慮するとともに、詳細については、別途協議の上で進めること。

(6) 導入支援並びに研修

本システムの運用に必要なタブレット端末等の機器の設定等の支援を実施するとともに、受託者は、本市が指定する場所にて、本システムの運用及び操作についての研修を実施するものとする。
 なお、研修の際、クライアントPC及びネットワーク環境、電源等は本市で用意する。

受託者は、研修で使用するマニュアルを作成し、必要となる部数を印刷するとともに、当該マニュアルの電子データを本市に提供するものとする。また、研修時に質疑のあった内容については、その内容を記録し、回答と共に本市に提供すること。

7. 機能要件

以下のとおりとする。

項目	仕様
市民向けツール	・本システム上で乳幼児健診毎の問診票に回答し、回答結果の確認ができること。
	・市民は、自治体が発行する QR コード等を読み取ることによりアカウントを登録できること。
	・問診票を提出できること。
	・健診の後に記録された健診結果を確認できること。
	・複数の外国語に対応していること。
自治体向けツール	・新規登録において、健診対象者を CSV で一括登録ができること。
	・健診対象者の閲覧ができること。
	・乳幼児健診毎に任意の問診票、健診項目を設定できること。
	・自治体から健診対象者に、個人識別を行う為の QR コード等が発行できること。
	・健診対象者に対し、案内用紙が印刷できること。
	・健診結果のうち、本市の健康管理システムに対応した項目を CSV ファイルで出力できること。 ※出力する項目は協議の上決定する。
健診実施者向けツール	・市民から提出された問診票が確認できるとともに、市民の受付ができること。
	・提出された問診票に健診結果が入力できること。
	・入力した健診結果を提出できること。
	・市民向けツールを利用していない者(父、祖父母等)が健診に来た際にもスムーズに受付ができる工夫がなされていること。

8. 運用保守要件

本システム運用開始後の運用保守に関しての要件は、以下のとおりとする。

(1) 運用保守管理

本システムの運用開始から業務履行期間終了までの間、本システムの運用保守管理を行い、本市と協議の上、必要な維持管理を行うこと。

(2) 本システム等の運用・管理

本業務、又は本業務に関連する事項について、本市からの依頼や問い合わせがあった場合、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。また、運用の安定化・効率化につながる事項については、本市に積極的な提案を心掛けること。なお、受託者はサーバ及び本システムの維持管理を行うとともに、サーバ等の機器・部品の故障の対応も行うこと。

なお、本市職員からの問い合わせについては、原則として、平日9時～17時30分までとし、その間においては、受付・回答できる体制を整備すること。

(3) バックアップとリカバリー

本システム等のバックアップについては、利用者への影響を考慮した上で、サイクル、時間帯、対象等、最適なバックアップ計画を提示し、本市の承認を得ること。

なお、何らかの理由によりサービス停止に陥り、再構築が必要になった場合でも、1～2営業日程度でサービスが開始できる状態を維持すること。また、乳幼児健診の実施の際にサービスが停止されている状況であるときは、健診の実施にあたり代替案を示すこと。

(4) システム等のアップデート

① OS及びブラウザのアップデート対応

受託者は、OS(iOS、Android)及びブラウザのバージョンアップに伴う対応、動作検証を、OS及びブラウザのバージョンアップデータの配信後遅延なく行うこと。

また、動作検証の結果、利用に支障をきたす動作が認められた場合については、OS等のバージョンアップに伴う対応を実施するまでの間、支障の内容、対応の見込み等について、利用者に周知するための文案を本市に提示し、承認を得た上で対応を進めること。

② 脆弱性への対応

受託者は、技術的脆弱性対策を行うものとし、パッチの適用、設定の修正等により、OS・サービス・システムを再起動する場合、若しくは、やむを得ず計画的にシステムを停止する場合等、利用者に影響が出る場合については、利用者に周知するための文案を本市に提示し、承認を得た上で対応を進めること。

(5) セキュリティ診断への協力及び対応

本市が実施又は参加するサーバ・ネットワーク・本システム等に対するセキュリティ診断に協力・対応するものとし、脆弱性や不備が見つかった場合は対策を講じること。

(6) 運営及び管理の支援

本システムの運営・管理については、本システムの利便性・有益性が向上するよう必要な情報収集を行うとともに、積極的な提案を行うこと。また、データ変更・作成支援等の操作に関する助言等のサポートを行うものとし、本市職員が本システムの操作により更新できない問診票等がある場合については、その作業を受託者が行うものとする。

9. 情報セキュリティ要件及びデータセンター等要件

以下の通りとする。

項 目	仕 様
情報セキュリティ要件	・総務省が公表している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠した情報セキュリティ対策が講じられていること。

	・成田市個人情報保護条例、成田市個人情報保護条例施行規則など、個人情報保護関係法令に配慮し、利用者が安心して利用できる対策を実施していること。 ・ウイルス対策、不正アクセス対策(脆弱性対策)が実施されていること。 ・サーバ、ソフトウェア、システム、データベース等への不正アクセス等の状況を適切に管理すること。万が一、不正アクセス等が発見された場合は、速やかに被害の状況及び対応方針等について本市に報告すること。 ・個人情報やその他の情報資産を適切に管理する体制になっていること。
データセンター等要件	・利用者のデータを保管するデータセンターは堅牢な設備を有していること。 ・24時間365日の監視体制で管理されていること。 ・火災や地震、停電等への対策がされていること。 ・本システムの稼働に必要なサーバ等は、日本国内のデータセンター等に置くこと。

10. 納入成果物及び業務報告

(1) 本システム導入業務

本システムが利用できる状態をもって納品されたものとみなす。

(2) 提出書類等

以下の通りとする。また、それぞれの記載方法及び体裁、納入期日等については、別途協議する。

提出図書	概 要	数量等
業務実施計画書	本システムの開発に係る作業全体の管理計画書	印刷物2部 電子ファイル1部
基本設計書	機能設定に必要となる各種基本設計書	印刷物2部 電子ファイル1部
詳細設計書	設定内容及びカスタマイズに関する設計書	印刷物2部 電子ファイル1部
パッケージシステム等	本システムを稼働させるために導入が必要なパッケージシステム等一式	一式
稼働等テスト仕様書及び報告書	システム機能が仕様通りに正しく機能することを検証するためのテストに係る計画及び評価結果報告書	印刷物2部 電子ファイル1部
運用・操作マニュアル	本システムにおける操作や運用を行うために必要な手順書等	印刷物2部 電子ファイル1部
管理者向け運用マニュアル	管理ツール操作者のための手順書等	印刷物2部 電子ファイル1部
市民向け操作説明用チラシ	A4サイズ1枚程度で市民がアカウントの登録から、問診票の提出までの操作方法を分かりやすく記載したもの	印刷物3,000部 電子ファイル1部

11. 特記事項

- (1) 本業務の履行にあたり、仕様書等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、適宜本市及び受託者双方の協議により処理する。

- (2) 受託者は、本仕様書に掲げた業務に関する一切の経費を本契約金額の中で支出すること。
- (3) 本業務の履行にあたり、必要がある場合は相互調整のため、本市と十分な打ち合わせを行うこと。
- (4) 本業務履行にあたっては各種関係法令を確認・遵守するとともに、担当者の指示に従い適正な履行に努めること。
- (5) 履行にあたり、受託者の不注意等の瑕疵により生じた故障等は、受託者の責任において処理すること。
- (6) 本業務の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、契約時に本市に申請し、承諾を得ること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不適当と認められる場合、再委託を承諾しないことがある。
- (7) 本市又は本市の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合で、あらかじめ本市の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (8) 本業務の履行にあたり実施する打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏えいしないこと。登録されたデータの取り扱いについても同様であり、データが第三者に漏えいしないよう、セキュリティ対策を徹底するとともに、従業員その他関係者へ周知・指導を行うこと。
- (9) 第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (10) 受託者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。業務終了後も同様とする。

12. 問い合わせ先

===【本件に関する問い合わせ先】=====

成田市健康増進課健診指導係
〒286-0017
千葉県成田市赤坂1丁目3番地1(保健福祉館内)
電 話:0476-27-1111
F A X:0476-27-1114
メール:kenko@city.narita.chiba.jp
対応時間:8時30分～17時15分まで(土日祝日を除く)

=====